

沼津市消防団協力事業所表示制度実施要綱を次のように定める。

平成20年7月10日

沼津市長 齋藤 衛

沼津市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沼津市消防団（以下「消防団」という。）の活動（以下「消防団活動」という。）に積極的に協力している事業所その他の団体（以下「事業所等」という。）に対し、消防団協力事業所表示証を交付することにより、当該事業所の消防団に係る貢献度を社会的に評価するとともに、消防団と事業所等の連携及び協力体制を強化し、もって地域の消防・防災体制の充実、強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団協力事業所 消防団活動に協力している事業所等として第4条の規定による市長の認定を受けたものをいう。
- (2) 消防団長等 消防団長及び自治会長その他の消防団活動を支援する者をいう。

(申請及び推薦)

第3条 消防団協力事業所（以下「協力事業所」という。）としての認定を受けようとする事業所等は、沼津市消防団協力事業所認定申請書（第1号様式）により申請するものとする。

- 2 消防団長等は、消防団活動に協力する事業所等について、当該事業所等の意思を確認の上、沼津市消防団協力事業所推薦書（第2号様式）により推薦することができる。

(認定基準等)

第4条 市長は、前条の規定による申請又は推薦があった場合において、当該事業所

等に消防関係法令上の違反がなく、かつ、当該事業所等が次の各号のいずれかの要件に適合していると認めるときは、協力事業所としての認定を行うものとする。

- (1) 従業員が、消防団の団員として相当数入団していること。
- (2) 従業員の消防団の団員としての活動について、積極的に配慮していること。
- (3) 消防団に対し、訓練場所若しくは施設用地を提供し、又は災害時等においては資機材等を提供する等の協力を行っていること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防・防災体制の充実、強化等に貢献していると認められること。

2 前条の規定にかかわらず、前項の基準に適合し、市長が消防団活動に特に協力している事業所等と認める場合は、同条の規定による申請又は推薦を待たずに、当該事業所等の意思を確認の上、協力事業所としての認定を行うことができる。

3 前2項の規定による認定に当たり、当該事業所等の所在地が他の市町にある場合において、必要があると認めるときは、市長は、第1項の基準に適合するかどうかについて、当該市町に照会を行うものとする。

(表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により協力事業所としての認定を行ったときは、沼津市消防団協力事業所表示証交付整理簿（第3号様式）に登録し、消防団協力事業所表示証（第4号様式。以下「表示証」という。）を交付する。

(表示証の表示等)

第6条 協力事業所は、前項の規定により交付された表示証を、見やすい場所に表示するものとする。

2 協力事業所は、表示証のほか、当該表示証の寸法を同率に拡大し、又は縮小したものを、当該協力事業所が発行するパンフレット、チラシ及びポスター並びに看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により映像を記録した物その他の広告に使用することができる。

(認定期間等)

第7条 第4条の規定による認定の有効期間は、認定の日から2年間とする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 市長は、前項の有効期間を経過する前に、協力事業所の協力内容及び認定の継続の意思を確認し、第4条の基準に適合していると認めるときは、当該認定を更新す

ることができる。

(認定の取消し)

第8条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止し、又は休止したとき
- (2) 第4条に規定する基準に適合しなくなったとき
- (3) 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき
- (4) その他協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき

2 前項の規定により認定を取り消された事業所等は、速やかに交付された表示証を返還するとともに、第6条第2項の規定による使用をしている場合には、直ちにこれを中止しなければならない。

(協力事業所の公表)

第9条 市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の協力事業所としての認定に関する事項について、広報紙等により公表するものとする。

(庶務)

第10条 この要綱に関する事務は、危機管理課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。